

議案第 75 号

市長専決処分の報告と承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 4 月 18 日提出

渋川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

渋川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、
議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、別紙の
とおり専決処分する。

令和７年３月３１日

渋川市長 高 木 勉

渋川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

渋川市国民健康保険税条例（平成１８年渋川市条例第１４４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項ただし書中「６５０，０００円」を「６６０，０００円」に改め、同条第３項ただし書中「２４０，０００円」を「２６０，０００円」に改める。

第２６条第１項中「６５０，０００円」を「６６０，０００円」に、「２４０，０００円」を「２６０，０００円」に改め、同項第２号中「２９５，０００円」を「３０５，０００円」に改め、同項第３号中「５４５，０００円」を「５６０，０００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

- ２ この条例による改正後の渋川市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理 由

地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行ったものである。

渋川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（課税額） 第2条 （略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>660,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>660,000円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>260,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>260,000円</u>とする。 4 （略） （国民健康保険税の減額） 第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>660,000円</u>を超える場合には、<u>660,000円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>260,000円</u>を超える場合には、<u>260,000円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>170,000円</u>を超える場合には、<u>170,000円</u>）の合算額とする。 （1） （略） （2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>430,000円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、<u>430,000円</u>に当該給与所得者等の数から1を減じた数に<u>100,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>305,000円</u>を加	（課税額） 第2条 （略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>650,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>650,000円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>240,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>240,000円</u>とする。 4 （略） （国民健康保険税の減額） 第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>650,000円</u>を超える場合には、<u>650,000円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>240,000円</u>を超える場合には、<u>240,000円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>170,000円</u>を超える場合には、<u>170,000円</u>）の合算額とする。 （1） （略） （2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>430,000円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、<u>430,000円</u>に当該給与所得者等の数から1を減じた数に<u>100,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>295,000円</u>を加

算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ （略）

（３） 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000 円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、430,000 円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 560,000 円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）

ア～カ （略）

2・3 （略）

算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ （略）

（３） 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000 円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、430,000 円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 545,000 円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）

ア～カ （略）

2・3 （略）

令和7年度 課税限度額の引上げ及び軽減対象の拡大による影響について

1 課税限度額の引上げ

令和6年度 医療：65万円、支援：24万円、介護：17万円＝合計106万円

令和7年度 医療：66万円、支援：26万円、介護：17万円＝合計109万円

	医療分		支援金分		介護分		合計：円	総世帯数	
	限度超過世帯数	限度超過額：円	限度超過世帯数	限度超過額：円	限度超過世帯数	限度超過額：円		医療支援	介護
改正前	140	38,408,700	122	12,121,132	67	4,359,240	54,889,072	11,614	4,824
改正後	133	37,212,596	89	10,319,106	67	4,359,240	51,890,942	11,614	4,824
影響額	7	1,196,104	33	1,802,026	0	0	2,998,130		

2 軽減対象の拡大

令和6年度 5割軽減：43万円＋29万5千円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）

2割軽減：43万円＋54万5千円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）

令和7年度 5割軽減：43万円＋30万5千円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）

2割軽減：43万円＋56万円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）

	軽減割合	医療分		支援金分		介護分		合計：円	総世帯数	
		軽減世帯数	軽減額：円	軽減世帯数	軽減額：円	軽減世帯数	軽減額：円		医療支援	介護
改正前	7割	3,563	126,061,157	3,563	45,123,425	1,362	16,350,457	187,535,039		
	5割	1,762	51,804,087	1,762	18,430,260	596	5,276,169	75,510,516		
	2割	1,288	15,974,611	1,288	5,678,848	415	1,519,410	23,172,869		
	計	6,613	193,839,855	6,613	69,232,533	2,373	23,146,036	286,218,424	11,614	4,824
改正後	7割	3,563	126,061,157	3,563	45,123,425	1,362	16,350,457	187,535,039		
	5割	1,823	53,727,254	1,823	19,114,074	614	5,440,876	78,282,204		
	2割	1,303	16,191,845	1,303	5,756,023	422	1,551,397	23,499,265		
	計	6,689	195,980,256	6,689	69,993,522	2,398	23,342,730	289,316,508	9,980	3,989
影響額	7割	0	0	0	0	0	0	0		
	5割	61	1,923,167	61	683,814	18	164,707	2,771,688		
	2割	15	217,234	15	77,175	7	31,987	326,396		
	計	76	2,140,401	76	760,989	25	196,694	3,098,084		

※1及び2ともに令和7年3月末時点のデータで試算（所得額、被保険者数は増減なしで試算）

3 課税限度額の引上げ及び軽減対象の拡大に伴う影響額の収支

	医療分：円	支援金分：円	介護分：円	合計：円
①限度超過額	1,196,104	1,802,026	0	2,998,130
②軽減対象拡大	2,140,401	760,989	196,694	3,098,084
③影響額	△ 944,297	1,041,037	△ 196,694	△ 99,954

課税限度額の引上げによる国保税調定額増加分と軽減対象の拡大による国保税調定額減少分の収支については、約10万円の減少となる。